

全国老施協発第 589 号
令和 2 年 7 月 10 日

都道府県・指定都市老人福祉施設協議会
デイサービスセンター協議会
会 長 各 位

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 平 石 朗
(公印省略)

「広域感染症災害救援事業実施要項」の改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

「広域感染症災害救援事業」については、令和 2 年 6 月 24 日（水）全国老施協第 39 回代議員総会第 3 号議案関係においてご承認をいただき、同 26 日（金）より施行しているところですが、このたび同事業実施要領について別紙 1 のとおり改正することといたしました。

改正事項は下記のとおりであり、改正の趣旨を含む事業の運用に係る Q&A について別紙 2 のように取りまとめましたのでお伝えします。

都道府県・指定都市老人福祉施設協議会及びデイサービスセンター協議会の皆様におかれましては、本事業の運営に関して多大なるご理解とご協力を賜っているところですが、引き続き宜しくお願い申し上げます。

記

1. 衛生用品・防護用品の配布等

(1) 事業の趣旨を明確化したこと(要領 3(1))

2. 感染者等が発生した介護施設等への見舞金支給

(1) 支給申請書が都道府県老施協等に提出された日が令和 2 年 7 月 20 日以降である場合は、対象を本会会員介護施設等に限るものとする。 (要領 3(2))

(2) 支給申請の期限を感染が発生してから 6 か月以内とすること。 (要領 5(1))

(3) (1) の場合の支給日について本年度末をめどとすること。 (要領 5(3))

3. 現場支援者派遣元施設への補助金支給

(1) 補助金の対象となる応援派遣について、都道府県等または都道府県老施協等が関与する協定、申し合わせ又は調整等によって行われるものに限ることとする。 (要領 3(3))

(2) 支給申請の期限を感染が発生してから 6 か月以内とすること。 (要領 5(1))

4. その他文言の整理

問い合わせ先 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 階 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 新型コロナウイルス対策チーム (北村・忽那 (くつな)・下本) TEL : 03-5211-7700 fax : 03-5211-7705 MAIL : js.covid-19@roushikyo.or.jp
